第1回 船舶のバイオ燃料利用に向けた勉強会 議事概要

検討会概要

- 【日 時】令和7年4月22日(火)14:00~16:00
- 【場 所】経済産業省別館 104 各省庁共用会議室(WEB 併用)

議事内容

議事(1)船舶のバイオ燃料利用に向けた勉強会について

- ○事務局(国土交通省海事局海洋・環境政策課)より資料3を用いて説明
- ○主な意見・質問
 - ・資料 P.9 の供給パターンでは、重油バンカリング船とケミカルタンカーを横並びさせて、それぞれを 補油するというパターンが可能性として足元話題となっている。安全面で海上保安庁への許可等の 課題があるようにも聞いているが、ケースA・Bは外航船へのバンカリングでは現実的には困難だと すれば、可能性を探るという意味でこのケースを入れて考慮するという考え方はあるのでは。 ⇒事務局にて検討させていただく。
 - ・バンカーデリバリーノートを発行する際に、現在の国内での実証では、単に「バイオ燃料」と記載され、その混合率や性状が明記されておらず、数量のみ記載されているが、現状の方法で IMO の規制に適合できるのかどうかも含め、検討いただきたい。
 - ⇒IMO の規制では、GHG 強度情報等を明らかにする必要があり、本勉強会で取り扱っていく項目 の1つ。

議事(2) 日本国内のバイオ燃料の政策について

- ○資源エネルギー庁燃料供給基盤整備課より資料4を用いて説明
- ○主な意見・質問
 - ・資料 P.20 の HVO 混合分に係る軽油取引税の免税部分では、用途やバイオ燃料種類や混合比率に制限等はあるのか。
 - ⇒この資料で紹介した軽油引取税の免税は、軽油の代替として HVO を 100%使用することを目指す鉄道事業者に対して、HVO と軽油を混合する場合に、特例的に HVO 混合分についても課税対象外としたものである。今後、鉄道以外の分野でも同様の検討が行われることを期待したい。
 - ・資料 P.21 の「効率的なサプライチェーンの構築」のような環境価値を使った認証制度は、EU のバイオメタンで行われている。IMO でも環境価値を利用した制度を取り入れてもらうことを希望する。
 - ⇒IMO では、代替燃料の使用で規制値より過剰に削減した GHG 排出量相当分を他船との間で融通する制度は議論されているが、個別燃料の GHG 強度算定における環境価値を利用した制度はまだ議論されていない。今後の検討の参考にさせていただく。
 - ・議事(1)で、検討対象を FAME(液体燃料)とする説明があったが、欧州ではバイオメタン(ガス燃料) の取引が盛んであり、検討対象に入れていただきたい。
 - ⇒本勉強会は供給側に液体燃料を取り扱う構成員が集まっており、バイオであってもガス燃料の検 討はご容赦いただきたい。

【次頁に続く】

議事(3)IMOのGHG削減対策の動向

- ○事務局(国土交通省海事局海洋・環境政策課)より資料5を用いて説明
- ○主な意見・質問
- ・資料 P.8,9 の基準値①は一定程度の違反と位置づけられ、違反に対して負担金①を支払うとの意味合いと取っていいのか。
 - ⇒日本や欧州は当初課金制度を導入して、その収入を原資に資料 P.7 にある緑色の船舶に対して 報奨金を与えるという仕組みを提案していたが、課金制度を受け入れられない国があり、課金で はない形で報奨金に必要な原資確保を可能とする今回の 2 つの基準を設ける制度で合意された ものである。

従って基準値①を超過したことそのものが違反なのではなく、負担金支払いなどの対応を怠ることにより、必要な履行確認書の発給を受けずに運航した場合などが違反となる。

- ・資料 P.7 では、2034 年まではGHG強度が 19gCO₂eq/MJ 以下の燃料であれば報奨金を受領でき、アンモニア、メタノール、e-メタンなどの合成燃料、バイオ燃料が該当すると記載されている。このうち、現時点で IMO のデフォルト値が定められているのはバイオ燃料のみであり、HVO は14.9gCO₂eq/MJ で報奨金を受け取れる燃料、FAME は 20.8 gCO₂eq/MJ で報奨金を受け取れない燃料という理解で良いか。
 - ⇒使用燃料のGHG強度が 19gCO₂eq/MJ 以下であれば報奨金を受け取ることができるのはその通りだが、デフォルト値を使わずに個別に認証を受け、19g以下になれば報奨金を受けることが可能。

ただし、化石燃料(重油や LNG 等)の WtT(Well-to-Tank)部分では必ずデフォルト値を使用しなければならないこととなっている。

- ・混合において、内航はボリュームベース、外航では重量ベース*で混合しているため、例えば、同じ「B30」でも内航と外航で認識のズレが生じるため、この点も課題であると考えている。

 ⇒承知した。
 - ※IMO 規定ではボリュームベースで統一されている。上記は商慣習として外航にて重量計量をしていることから出た意見であると整理。
- ・資料 P.6 の図の緑色の船舶は IMO から報奨金を受け取り、加えて、その船舶はスコープ1の削減効果も計上できるという整理でよいか。
 - ⇒報奨金は低 GHG 燃料の使用量によって受領できるものであり、当該燃料を使用する報奨という 位置づけ。低 GHG 燃料の使用によって削減量も増加したのであればその分の効果はスコープ1 に計上されることになるものと認識している。
- ○事務局より今後のスケジュール等について案内があり、閉会

「⇒」部分は事務局等の回答部分